

要 望 書

様

平成 23 年 11 月 17 日

地上デジタル放送普及対策検討会

会長(佐賀県統括本部副本部長) 志波 幸男

地上デジタル放送円滑移行対策の継続実施について

～完全デジタル化を目指して～

第1 提言・要望の要旨

平成 23 年 7 月 24 日、岩手、宮城、福島 の 3 県を除く 44 都道府県の地上アナログ放送が終了し、地上デジタル放送に完全移行した。アナログ停波当日は、総務省地デジコールセンターに 12 万コールを超える相談があり、その後、件数は減少しているものの、継続的に相談が寄せられている。まずもって、アナログ停波直前直後においては、国や放送事業者の適切な対応と自治体を含む関係機関の協力により、全国的に見て想定を上回る大きな混乱等は生じなかったものと評価できる。

しかしながら、完全移行後においてもなお、暫定衛星対策地区の恒久的対策の実施など課題は残されており、国及び放送事業者は、すべての世帯において地上デジタル放送の視聴が可能となるまで、地域の実態に応じたきめ細かな対策に引き続き取り組む必要がある。また、東日本大震災の影響により、アナログ放送の停波が延期された岩手、宮城、福島 の 3 県については、必要な対策が確実に実行されるよう、引き続き万全の体制をもって臨む必要がある。

第2 提言・要望の具体的内容

平成 23 年 7 月 24 日の地上デジタル放送への完全移行（被災 3 県を除く。）から 4 か月弱が経過したが、この間、国においては、同年 1 月に策定された「完全デジタル化最終行動計画」及び「完全デジタル化に向けた最終国民運動」等に基づき、アナログ停波に伴う混乱を極小化するため、関係機関と連携しながら、さまざまな取組が進められたところである。

このような取組の結果、全国的に見て、アナログ停波に伴う大きな混乱等は生じなかったものと評価できる。その一方で、未だ存すると想定される地デジ未対応世帯への対応や暫定衛星対策地区における地上系恒久対策の実施、ケーブルテレビによるデジアナ変換終了時の対策、さらには東京タワーから東京スカイツリーへの送信点移転に伴う対策など、地デジ完全移行のための課題等は少なからず残されている。

また、言うまでもなく、東日本大震災の影響により、平成 24 年 3 月 31 日までアナログ放送の停波を延期することとされた被災 3 県（岩手、宮城、福島）においては、完全移行 44 都道府県における対策同様、引き続き、混乱を避けるための対策を講じる必要がある。

このようなことから、地上デジタル放送の送受信対策について主要な役割を担う国及び放送事業者は、すべての世帯において地上デジタル放送の視聴が可能となるまで、地元自治体をはじめ関係者との連携を更に深め、自らの責任と負担において、次の事項に引き続き全力で取り組むことを強く要望する。

I 完全移行44都道府県の対策について

1) 相談体制等の継続について

各都道府県に設置されているデジサポについては、全国一律に廃止・縮小を進めることなく、各地域の移行状況を踏まえた対応を行うこと。

総務省地デジコールセンター及びデジサポについては、地域の実情に応じたきめ細かな対応が可能となるよう、必要な人員及び設備を確保すること。

また、都道府県のデジサポを廃止する場合にあっては、以後の地デジに関する相談窓口を明確化し、周知するなど、安易に地元自治体に負担を転嫁することがないように配慮すること。

2) 周知広報のあり方について

テレビ画面での周知が行えなくなったことにより、これまでテレビを主な情報源としていた地デジ未対応の高齢者等に必要な情報が届かなくなることがないように、効果的な周知広報を検討すること。

自治体に対し周知広報の依頼を行う場合にあっては、確実かつ迅速な情報提供に加え、広報誌等の編集期間をあらかじめ考慮するなど、当該自治体との十分な協議を行うこと。

3) チューナー支援について

すべての対象世帯（NHK放送受信料全額免除世帯及び市町村民税非課税世帯）に対し、確実な給付が行われるよう、支援完了まで低所得世帯向けチューナー支援を継続すること。また、ケーブルテレビのデジアナ変換により、支援の申込を行わなかった世帯に対する、デジアナ変換終了後も含めた措置を検討すること。

総務省地デジチューナー支援実施センターについては、当分の間、必要な人員及び回線数の確保を図ることにより、支援を受けた世帯のための相談窓口を確保すること。

緊急対応により、地デジチューナーの無償貸与を行った世帯に対しては、当該世帯において視聴環境が確保されるまでの間、貸与期間を延長するなどの柔軟な対応を行うとともに、返却されるチューナーについては、国等が責任をもって回収すること。

4) 暫定衛星対策の地上系恒久対策の早期実施について

地デジ難視対策衛星放送終了までに実施する地上テレビ放送への移行については、速やかに暫定的・緊急避難的措置からの移行を図るため、国及び放送事業者の負担と責任において、早急に整備の時期や対策手法を明らかにし、早期かつ確実に恒久的な対策を講じること。また、本来は国及び放送事業者の責務により移行すべきであることから、対策手法は可能な限

り、中継局によること。

対策を進めるに当たっては、各難視地域の住民や地方公共団体に対して、適時適切に正確な説明及び情報提供をすること。

地上系の放送基盤が整備されるまでの間、身近な生活情報や、緊急・災害情報、政見放送など生活に密着した情報が、対象世帯へ提供される手法を検討し、対策を講じること。

5) 恒久的対策のための施設の新設、維持管理等に対する支援について

新たな難視地区や暫定的な衛星利用による対策地区において、共聴施設整備などの恒久的対策の住民の自己負担が 35,000 円(N H K 助成を受ける場合は 7,000 円) を超える費用については、国又は放送事業者が負担するなど助成制度を拡充し、特に、少数世帯となる地区において過重となっている住民負担の軽減を図ること。

地上デジタル放送移行の難視聴対策として、やむを得ずケーブルテレビ網を整備するに至った市町村に対しては、整備後の管理・運営及び機器の更新に要する経費について、地方財政措置を講じること。

共聴施設の新設やケーブルテレビへの移行など、地上デジタル放送対応後に新たに必要となる維持管理費について、住民の負担軽減を図るための新たな支援制度の創設を検討すること。また、維持管理費を地元自治体が支援する場合にあっては、地方財政措置を講じること。

共聴施設やケーブルテレビ網の整備に伴い電柱共架料が必要となる場合には、電力会社等に共架料の免除・軽減措置を講じるよう働きかけるとともに、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」に免除・減免等の規定を追加すること。

6) ケーブルテレビによるデジアナ変換終了に係る対応等について

ケーブルテレビのデジアナ変換(平成 27 年 3 月まで)によりアナログテレビで視聴している世帯に対しては、デジアナ変換終了時に混乱をきたすことのないよう、国が率先してケーブルテレビ事業者等と連携し、十分な周知広報活動を行うとともに、期限までの地デジ対応を積極的に促すこと。

なお、ケーブルテレビ事業者に対しては、地上デジタル放送のみの再送信サービスの導入等により、より低廉な利用料となるようケーブルテレビ事業者を支援するとともに、社団法人日本ケーブルテレビ連盟をはじめ事業者に対し強く働きかけ、その実現を図ること。

7) 送信点移転及びリパックに伴う対応について

関東地区において、東京タワーから東京スカイツリーへの送信点の移転に伴う対応に係る住民周知や問い合わせ窓口の設置等については、国及び放送事業者の責任において実施すること。また、送信点移転に際しては、受信状況調査を行い、新たな受信障害等が発生した場

合は、原因者に対する対策実施の働きかけを行うなど適切な対応を行うとともに、受信障害対策への助成制度や受信障害が解消されたために個別受信対応となった経済的弱者に対する支援を実施すること。

中継局のチャンネル変更（リパック）に伴い影響を受ける地域については、国及び放送事業者の責任において、その対応に関する必要な周知広報を行うこと。また、リパックに伴い、自治体所有の共聴施設の改修が必要となった場合の支援スキームを早急に示すとともに、事前の調査設計等に係る経費も含め、自治体の負担が発生しないようにすること。

8) デジタル中継局の整備促進について

難視対策用中継局で、やむを得ずアナログ停波後の整備となったものについては、地デジ難視対策衛星放送終了までの受信側対策の実施に要する期間を考慮し、可能な限り整備の前倒しを行うこと。

難視対策用中継局整備後は、受信状況調査を行い、難視世帯が残る場合は、共聴施設新設等の対策を講じること。

9) アナログ放送中継局、受信障害対策施設等の撤去について

アナログ放送中継局のうち放送事業者が経営的な問題から自力では整備することができない中継局について、市町村が国の支援制度を活用して整備し、維持してきたが、アナログ放送停波に伴い撤去する必要があることから、アナログ放送中継局の撤去に関する支援制度を創設すること。

デジタル化に伴い受信障害が解消した場合の受信障害対策施設の撤去について、対応の指針等を早急に示すこと。また、デジタル化又はケーブルテレビ等への移行により不要となる辺地共聴施設の撤去費用に対する支援を行うこと。

所有者不明の受信障害対策施設の撤去等について対応の指針等を示すこと。また、やむを得ず自治体が撤去しなければならなくなった場合、撤去費用の支援を行うこと。

10) 韓国波の混信対策について

韓国波の影響による混信については、政府間で責任をもって調整し、今後の具体的な方針を示すこと。

II 被災3県(岩手、宮城、福島)の対策について

1) アナログ放送終了に向けた最終体制等について

岩手県、宮城県及び福島県においては、当該住民がアナログ停波までに混乱なく地上デジタル放送へ移行できるよう、国、放送事業者など関係者がその責任に応じて、地域別の各種対策目標の進行管理（残数管理）を行うなど、万全の体制を取ることを。

「完全デジタル化最終行動計画」において示された危機管理体制の構築にあたっては、来年3月31日までのアナログ放送の停波に伴い発生するトラブル等をあらかじめ想定し、迅速な対応、解決を図ることができる体制とし、併せて、停波直後の混乱を解消するため、地デジチューナーの無償貸与、衛星セーフティネットの活用、アンテナ設備の簡易な改修・調整を行うなど、応急処置的な即時即応の取組を実施する体制を整備すること。

地上デジタル放送に未対応の世帯等に対する最終確認活動については、国の責任と負担において、いわゆる「サイレント層」の発掘や能動的支援に強力に取り組むこと。また、実施に当たって地元自治体に協力を求める場合には、当該自治体と十分な協議を行い、必要となる経費についても当該自治体に負担を転嫁することがないように、理解と合意を得ながら進めること。

総務省地デジコールセンター及びデジサポについては、適切な対応ができるよう、必要な人員・回線数等の確保を図るとともに、デジサポによる受信相談、現地調査・助言等については、地域の実情に応じた内容となるよう、地元自治体及び放送事業者と十分に調整すること。

市町村の役場窓口等、生活に身近な場所に設置される臨時相談コーナーの運営については、国の責任と負担において、地域の実情に応じた適切な助言や対応ができる体制を整備すること。また、実施に当たって地元自治体に協力を求める場合には、当該自治体と十分な協議を行い、必要となる経費についても当該自治体に負担を転嫁することがないように、理解と合意を得ながら進めること。

2) アナログ放送終了計画の策定及び周知等について

アナログ放送の終了に当たっては、国は放送事業者などの関係者と連携して、早急に「アナログ放送終了計画」を策定するとともに、当該住民に対し、アナログ放送停波のプロセスなどの情報を分かりやすく丁寧に説明するとともに、特に、移行直前となる3月においては、その取組を更に強化すること。

国及び放送事業者は、あらゆる広報手段等を十分に活用し、情報の届きにくい高齢者、障がい者世帯などにも確実に必要な情報が届くよう、幅広い周知広報活動を展開すること。

3) 低所得世帯への地デジチューナー等の支援等について

全ての対象世帯（NHK放送受信料全額免除世帯及び市町村民税非課税世帯）に対し、確実に給付が行われるよう、更に効果的な周知広報活動を行うなどにより一層の周知徹底を図ること。また、給付を受けた市町村民税非課税世帯に対して、世帯すべてが視聴できるよう、必要に応じて訪問設置などの十分な対応を行うこと。

支援対象世帯の把握、周知、申込書の配布等については、国及び地デジチューナー支援実施センターの責任と負担において実施すること。また、実施に当たって地元自治体に協力を求める場合には、当該自治体と十分な協議を行い、必要となる経費についても当該自治体に負担を転嫁することがないよう、理解と合意を得ながら進めること。

世帯からの支援申込から機器送付までの期間については、地上デジタル放送への完全移行に間に合うよう、事務処理の迅速化を図ること。

4) 新たな難視対策及びデジタル混信対策の更なる推進について

「新たな難視」については、今なお未対応世帯が数多く存在しているため、国及び放送事業者の負担と責任において、早急に整備の時期や対策手法を明らかにし、早期かつ確実に恒久的な対策を実施すること。また、本来は国及び放送事業者の責務により解消すべきであることから、対策手法は可能な限り、中継局によること。

難視対策を適切かつ効率的に進めるため、各難視地域の住民や地方公共団体に対して、適時適切に正確な説明及び情報提供をすること。

デジタル混信により地上デジタル放送を視聴できない世帯に対する助成制度については、対象地域の住民への周知を徹底し、対策が円滑かつ早期に完了するようにすること。

5) 受信障害対策共聴施設及び集合住宅共聴施設の対応の促進について

受信障害対策共聴施設及び集合住宅共聴施設について、デジタル化未対応施設が残ることのないよう、施設管理者等に対し、国として適切な指導を行うなどの対策を講じること。

デジサポにおけるビル管理者訪問、対象世帯への直接的な働きかけ、管理者不明施設等の困難施設への対応を強化し、その取組に必要な人員を配置すること。

各種対策の実施については、放送法等に基づく所定の届出等がされていない施設も含めて、必要な情報が届くよう取り組むこと。

6) 暫定的な衛星利用による難視聴対策について

暫定的な衛星利用による難視聴対策については、申告により判明する新たな難視も含め、確実に対策を実施するとともに、対象世帯の把握にあたっては「アナログも難視」に分類されている世帯の視聴実態も確認すること。

地デジ難視対策衛星放送対象リスト（ホワイトリスト）への掲載は、地デジ難視対策衛星放送の問題点等について十分に説明し、対象地区の理解と合意を得た上で行うこと。

7) 東日本大震災の被災地に対する特別な対策の実施について

岩手県、宮城県及び福島県においては、東日本大震災及びそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、多くの住民が長期の避難を余儀なくされている。このような状況を鑑み、避難している住民が震災前に生活していた場所に戻られるようになるまで、各種支援・補助金等を継続すること。

流出・半壊した既設共聴施設を、国費支援を受けて速やかに新設・改修した場合に、工事完了後に戻られる世帯の初期費用（加入金＋接続工事費）については全額国費で負担すること。

8) 暫定衛星対策の地上系恒久対策の早期実施について【Iの再掲】

地デジ難視対策衛星放送終了までに実施する地上テレビ放送への移行については、速やかに暫定的・緊急避難的措置からの移行を図るため、国及び放送事業者の負担と責任において、早急に整備の時期や対策手法を明らかにし、早期かつ確実に恒久的な対策を講じること。また、本来は国及び放送事業者の責務により移行すべきであることから、対策手法は可能な限り、中継局によること。

対策を進めるに当たっては、各難視地域の住民や地方公共団体に対して、適時適切に正確な説明及び情報提供をすること。

地上系の放送基盤が整備されるまでの間、身近な生活情報や、緊急・災害情報、政見放送など生活に密着した情報が、対象世帯へ提供される手法を検討し、対策を講じること。

9) 恒久的対策のための施設の新設、維持管理等に対する支援について【Iの再掲】

新たな難視地区や暫定的な衛星利用による対策地区において、共聴施設整備などの恒久的対策の住民の自己負担が35,000円（NHK助成を受ける場合は7,000円）を超える費用については、国又は放送事業者が負担するなど助成制度を拡充し、特に、少数世帯となる地区において過重となっている住民負担の軽減を図ること。

地上デジタル放送移行の難視聴対策として、やむを得ずケーブルテレビ網を整備するに至った市町村に対しては、整備後の管理・運営及び機器の更新に要する経費について、地方財政措置を講じること。

共聴施設の新設やケーブルテレビへの移行など、地上デジタル放送対応後に新たに必要となる維持管理費について、住民の負担軽減を図るための新たな支援制度の創設を検討すること。また、維持管理費を地元自治体が支援する場合にあっては、地方財政措置を講じること。

共聴施設やケーブルテレビ網の整備に伴い電柱共架料が必要となる場合には、電力会社等に共架料の免除・軽減措置を講じるよう働きかけるとともに、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」に免除・減免等の規定を追加すること。

10) アナログ放送中継局、受信障害対策施設の撤去について【Iの再掲】

アナログ放送中継局のうち放送事業者が経営的な問題から自力では整備することができない中継局について、市町村が国の支援制度を活用して整備し、維持してきたが、アナログ放送停波に伴い撤去する必要があることから、アナログ放送中継局の撤去に関する支援制度を創設すること。

デジタル化に伴い受信障害が解消した場合の受信障害対策施設の撤去について、対応の指針等を早急に示すこと。

Ⅲ その他の取組について

1) 悪質商法等対策について

「地デジ詐欺」などの悪質商法・詐欺事象などの事案に対して、関係機関との連絡体制をより密にし、ホームページやパンフレットのほか、テレビスポット等を活用した注意喚起を引き続き行うとともに、情報の共有・提供を図り、被害の発生・拡大の防止に向けた取組を強化すること。

2) 廃棄物・リサイクル対策について

不法投棄防止や環境汚染対策の観点から、アナログテレビについてもチューナーの取付けにより引き続き使用可能であることや、アナログ受信機を廃棄する場合には、適正に処理する必要があることについて、改めて注意喚起を行うなど、関係機関等との連携をより密にし、十分な周知を行い、廃棄・リサイクル対策の取組を強化すること。

また、社会問題化している回収業者による違法管理、不法投棄等の事案に関しては、関係業界への周知徹底及び取締強化等の対策を講じること。

3) 安価な地デジチューナーの安定的な供給について

アナログ放送の終了直前となる平成 23 年 7 月中旬ころから、地デジ対応テレビや安価な地デジチューナーが全国的に供給不足又は品薄状態に陥ったことから、特に 2 台目、3 台目のアナログテレビの地デジ化に有効な地デジチューナーの安定供給について、メーカーサイドに働きかけること。

4) 地デジ音声の受信が可能な機器等の開発について

地デジ化によりラジオでテレビ音声を聞くことができなくなったことから、視覚障がい者等向けに、操作が容易で、かつ携帯性に優れた機器等の開発、販売について、メーカーサイドに働きかけること。若しくは、その代替となる手法について早急に実現すること。

5) 地上デジタル放送の移行に関する積極的な周知広報について

地デジ政策に対する国民の理解を深めるため、アナログ放送の停波に伴い生じた空き周波数の有効利用を進めるとともに、「電波の空き領域を活用した新たなサービス」や「地上デジタル放送による新たなサービス」について、積極的な周知広報に努めること。

「電波の空き領域を活用した新たなサービス」の開始にあたっては、既存サービスに対して影響を及ぼさないよう対策を講じること。また、事前に十分な送信試験等を行い、万が一、受信障害が発生する場合には、国が率先して新たなサービスの実施事業者と連携し、周知及び対策を実施すること。